

は 「歯っらっ便り」



コープ歯科まるがめ診療所ニュース 2014年7月 No11

発行：コープ歯科まるがめ診療所 部内資料

丸亀市歯周疾患検診がスタートしました！

毎年丸亀市が行っています「歯周疾患健診」が今年も6月から12月まで実施されています。丸亀市内在住（住民票のある方）で30～70歳の5歳きざみ（30、35、40、…70）が対象者で、「平成26年度歯周疾患健診受診券」が市から送付されていることと思います。今年度から30歳・35歳も対象になり、若い世代にも範囲が拡大となっています。この機会にお口の健診を受けてみませんか。歯科健診ご希望の際には予約をお取り頂き、「受診券」をご持参下さい。コープ歯科では皆様からのご連絡をお待ちしております。

【今年度の対象者】生年月日（丸亀市に住民票がある方のみ）

- 昭59年4月1日～昭60年3月31日（30歳）
- 昭54年4月1日～昭55年3月31日（35歳）
- 昭49年4月1日～昭50年3月31日（40歳）
- 昭44年4月1日～昭45年3月31日（45歳）
- 昭39年4月1日～昭40年3月31日（50歳）
- 昭34年4月1日～昭35年3月31日（55歳）
- 昭29年4月1日～昭30年3月31日（60歳）
- 昭24年4月1日～昭25年3月31日（65歳）



診療時間のご案内（予約優先）☎0877-58-1888

	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～19:00	○	○	×	○	○	×

ウラも見てね

「消費税増税」医療機関ではどうなってる

2014年4月から消費税が8%に引き上げられました。ほとんどの商品やサービスなどは本体価格に8%を課税していますが、医療機関では一体どうなっているのかご存知でしょうか。

保険診療は全て「療養担当規則」で定められていて、健康保険証を使用して医療提供を受けると、これに則って「診療報酬点数」を算定しています。歯科でも同じです。この「診療報酬」の点数が2年に1回（4月に）見直されて改訂されます。その改訂で新しい技術が保険適用されたり、診療報酬点数の増減などがあります。これは全て最終的には国が決定しますので医療機関が独自で決めることではありません。ちなみに今年の4月は、その2年に1回の改訂時期であったのでちょうど消費税増税と重なりました。その改訂の中に消費税増税に伴う点数の改訂があり、初診料や再診料が若干の点数が上がっています。

但し、保険外診療や歯ブラシ等の口腔衛生用品については、本体価格に消費税を頂いておりますのでお間違いのないように・・・。
また、安倍首相は「増税分は社会保障の充実に使う」と国会でも答弁されていましたが、私達国民もその使い道はしっかり見届けないといけませんね。

(コープ歯科まるがめ診療所 事務 長谷川貴彦)



～診療所トピックス～

今年も「緑のカーテン」に挑戦します。

昨年に引き続き、緑のカーテンの設営を6/4に行いました。当日は梅雨前線の影響で風雨の中での設営でしたが、丸亀南支部の奥田様のご指導の下、無事に準備ができました。フウセンカズラ、アサガオ、ゴーヤなどを植えて育つのが楽しみです。

